

之浦大炊小太郎左衛門尉盛通
 妻年氏中陰奥國耶摩郡内
 下利根付村高知公女都事
 中炊壹通縁を縁令子細載一吹
 以代官令言上候可被経御沙汰候哉以
 此旨可御披露候恐惶謹言
 貞和四年八月十二日
 右馬権頭国氏(花押)
 右京大夫貞家(花押)

貞和四年八月十二日
 貞家
 貞家
 貞家

進上 武藏守殿

一、貞和四年(一三四八)八月十二日 吉貞貞家・畠山国氏連
 署吹巻状
 ① 三浦大炊小太郎左衛門尉盛通
 ② 妻平氏申陸奥国耶摩郡内
 ③ 下利根付村当知行分安都事
 ④ 申共寄通縁進覽之子細載一吹候
 ⑤ 以代官令言上候可被経御沙汰候哉以
 ⑥ 此旨可御披露候恐惶謹言
 ⑦ 貞和四年八月十二日
 ⑧ 右馬権頭国氏(花押)
 ⑨ 右京大夫貞家(花押)
 ⑩ 進上 武藏守殿
 ⑪ 注 ①猪苗代盛通 ②猪苗代盛通の妻公か ③現、塩川町
 下利根川 ④安堵。領有権を承認すること。⑤畠山国氏 ⑥吉
 貞家 ⑦高師直
 解説 畠山国氏と吉貞貞家は共に足利幕府から奥州に派遣され
 た奥州管領である。かれらには、所領の給与権や安堵権がなか
 ったので、幕府の執事である高師直に対し、將軍足利尊氏の安
 堵状を宛絡されるよう上申している。吹巻とは推薦すること
 である。
 なおこの文書には、「貞和四年八月十二日 国氏 武藏守 利根河
 證文」の端裏書がある。

委かく譲状

承和元年十一月十日 委かく(花押)
 承和元年十一月十日 委かく(花押)

ゆつりわたす 志もとねかわのむらの事
 ①
 ② 右彼所 ③ 公方 ④ 公方
 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
 ① 下利根川村(塩川町下利根川) ② 將軍又は幕府 ③ 猪苗代盛
 通の妻 ④ 下文。上位者(この場合は將軍)から下位者に下し与える
 文書 ⑤ 死ぬこと。臨終
 解説 猪苗代盛通の妻公か、その子息三郎の刑部大輔に、重代相
 伝の地である耶麻郡下利根河村の地を譲ったものである。
 なお、この文書には、「しもとね河ゆつり状 利根河證文」の端裏
 書がある。